

## 「千葉県文化財保存活用大綱」（素案）への御意見と県の考え方

全体に対して

No	意見区分	御意見の概要	県の考え方
1	用語、記述方法、記述内容に関する指摘	(以下「指定等」という。)(以下「美術工芸品等」という。)の記載があり、他のページにも同様にみられるが、不要ではないか。	千葉県文化財保存活用大綱(以下、「本大綱」という。)を活用する場合、各章ごとに抜粋して使用することが想定されるので、章ごとに明示しています。
2	具体的な取組の実施要望	新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、県内が統一した見解を持った文化財行政を推進するためにはどのようにすべきか。	感染症拡大防止対策については、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等の国の方針に基づき対応するものとします。 また、活動自粛等の影響により、県民が文化財に直接触れる機会が制限されることから、インターネット等を活用した文化財の情報発信を積極的に行うべきと考えます。 第3章1(2)「ホームページ等による効果的な文化財情報の発信」に反映しています。

序章

No	意見区分	御意見の概要	県の考え方
3	用語、記述方法、記述内容に関する指摘	序章2(2)⑤「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針との関係」 「鎮守の森」の用語について、神社には鎮守・産土・氏神の3種があるため、「鎮守」の森では神社の一部を指す形になりかねない。より広い意味を持つ。「社叢」とされたい。	「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」からの引用であるため、⑤の4行目を以下のように訂正します。  伝統的建造物群に加え「 <u>神社仏閣と鎮守の森</u> 」や「 <u>伝統的な祭り</u> 」など、

第1章 文化財の保存・活用の現状について

No	意見区分	御意見の概要	県の考え方
4	用語、記述方法、記述内容に関する指摘	1(3)【文化財の類型】 文化財保護法(以下、「法」という。)が保護の対象とするものについて、文化財の6類型以外のものとして埋蔵文化財が紹介されているが、埋蔵文化財とは、法第2条における有形文化財(考古資料)と記念物(遺跡)によって構成されるものであり、6類型に既に含まれている。「それに加えて」「埋蔵文化財」を「保護の対象」と表現をすべきものではないことから、改められたい。(法的には6類型に入らないものは文化財ではない。)	「埋蔵文化財」は、地中に埋まっている文化財であるという、文化財の状態を示す言葉で、埋まっているため現時点では実態が明らかではないという特徴があります。御指摘のとおり発掘による出土品は「有形文化財」に、包蔵地は「記念物」に分類されますが、文化財保護法においても、埋蔵文化財の保護について規定があることから、本大綱においても「保護の対象」として示すこととします。
5		2(1)【下総台地】 「内海が隆起したもの」とあるが、内海が隆起したのではない。内海に堆積した下総層群が隆起したものの。	【下総台地】の3から4行目を以下のとおり訂正します。  これらの地層は古東京湾と呼ばれる内海に堆積した地層(下総層群)が隆起したものです。

6		<p>2 (1)【江戸川、利根川、印旛沼、手賀沼】 手賀沼・印旛沼が利根川の河川改修によって形成された様に読める為、後でいきなり「内海」の言葉が出てくる点に違和感がある。前段で、多少「香取の海」について触れるべき。</p>	<p>【江戸川、利根川、印旛沼、手賀沼】の2から4行目に以下の文を加えます。</p> <p><u>現在の利根川下流域には古代には「香取の海」と呼ばれる内海が広がっていましたが、土砂の堆積等により次第に河川へと姿を変えていきました。</u></p>
7		<p>2 (1)【江戸川、利根川、印旛沼、手賀沼】 「野田市関宿における大規模な河川改修」とあるが、利根川の東遷は、赤堀川の開削を常陸川につなげたことが中心であり、関宿の大規模工事によるとするのは不正確ではないか。</p>	<p>【江戸川、利根川、印旛沼、手賀沼】の5行目を以下のように訂正します。</p> <p><u>茨城県古河市、五霞町から野田市関宿周辺において大規模な河川改修工事が行われ、</u></p>
8	用語、記述方法、記述内容に関する指摘	<p>2 (1)【江戸川、利根川、印旛沼、手賀沼】 印旛沼・手賀沼は河川が流れていた場所が変化して形成されたものではなく、元々は内海だったものの一部が土砂の堆積や人工的な堰き止めにより独立化し形成されたものであることから、現状の「利根川に流入する河川流域に形成された湖沼」という表現を改められたい。</p>	<p>【江戸川、利根川、印旛沼、手賀沼】の9行目を以下のように訂正します。</p> <p>印旛沼、手賀沼はかつての香取の海が土砂の堆積等により独立化して形成されたものです。ともに利根川に流入する河川に形成された湖沼です。</p>
9	用語、記述方法、記述内容に関する指摘	<p>2 (1)【房総丘陵】、2 (6)④「国際協会模式層断面とポイント (GSSP)」 「地質時代」という用語を使用しているが、『千葉の地層 10 選ガイド』では「地質年代」が使用されている。「地質時代」と「地質年代」はほぼ同義ではあるが、千葉県教育委員会として統一した用語を使用すべき。</p>	<p>【房総丘陵】6行目、2 (6)④3行目を以下のように訂正します。</p> <p>「地質時代」→「地質年代」</p>
10		<p>2 (3)【弥生時代】 史跡を重点的に取り上げていると考えられるが、宮ノ台遺跡は弥生時代の標識遺跡のひとつだが、代表遺跡ではない。</p>	<p>本章は国県指定文化財を概観しながら千葉県の歴史文化を述べるという手法を取っております。本県では、弥生時代遺跡の文化財指定が進んでいないという課題があります。ここでは、知名度のある宮ノ台遺跡を代表遺跡として挙げさせていただいております。</p>
11		<p>2 (3)「歴史から見た特徴」(4)「民俗から見た特徴」 「歴史から見た特徴」をみると、近世から近・現代の記述が十分ではない。 民俗文化財についてみると、出羽三山講や富士講、八十八か所の札所巡拝などが抜け落ちている。これらは一例であり、既刊の『千葉県の歴史』を参考とされたい。</p>	<p>2「千葉県の県土及び地域の特徴と文化財の概要」の記述は、指定文化財を列記することにより千葉県の歴史と文化を概観するという形で記述しております。</p>
12	個別文化財、事象に関する追記要望	<p>2 (3)【縄文時代】 千葉県の遺跡名を冠した土器型式として、「荒海式」を追加されたい。</p>	<p>ここでは土器型式の一部を例示しただけで、網羅したものではありません。本県の遺跡名を冠した土器型式としては、他にも「姥山式」、「須和田式」、「宮ノ台式」等がありますが、割愛させて頂いております。</p>
13	個別文化財、事象に関する追記要望	<p>1 (3)《国の文化財保護制度》 選定保存技術に「歌舞伎かつら製作」の追加をお願いしたい。</p>	<p>《国の文化財保護制度》「選定保存技術」の説明を以下のように訂正します。</p> <p>「表具用刷毛製作」「文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等」とします。</p>

14	個別の文化財、各地域、各時代の文化財の保存・活用	2(3)【古代】 本県は古代、安房、上総、下総と三国が置かれていたことはよく知られているが、国府の詳細に関しては不確実である。それらに関する調査を積極的に進めるとともに、関連遺構の保存に努めるべき。また他の東国や南東北との陸路、水路を通じての交流についての知識を深めるような企画展等を積極的に企画すべき。	意義のある御意見であると考えます。各市町村が、様々な文化財を地域の歴史・文化を考える上で欠くことができないものとして保存・活用を推進することについては、県は重要であると考え、その取組を尊重するとともに支援して参ります。
15		2(3)【中世】 本県の中世、戦国期の歴史については、学校教育の場で触れられることがほとんどなく、県民に知られていない。学校現場への積極的な資料の提供、博物館利用の奨励などを行うべきである。	千葉県県の歴史の各時代に光が当たるよう、学校現場や博物館での教育普及への取り組みを推進します。
16		2(3)【近・現代】 アジア太平洋戦争関連の遺構、遺物が失われることは、県民の戦争への記憶が失われることに繋がると懸念する。早期に、こうした遺跡の保存を市町村と協力して進めるべき。	番号14と同じ。
17		2(3)【近世】【近・現代】 利根川と江戸川という河川による東京湾と太平洋との繋がりの歴史や、治水、災害の歴史をこれまで以上に重視して千葉県の歴史を伝える努力をすべき。	番号15と同じ。

## 第2章 千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像と方針について

No	意見区分	御意見の概要	県の考え方
18	用語、記述方法、記述内容に関する指摘	2(1)②「地方公共団体や関係団体等の連携に関すること」 「そのような中で、地方公共団体、博物館等、その他関係機関と連携し、協力することが求められています。」という文が読解しにくい。	○「地方公共団体や関係団体等の連携に関すること」の5行目を以下のように改めます。  地方公共団体、博物館等、その他関係機関が連携し、協力することが求められています。
19		(同上) 誰が誰と連携するのか不明瞭で分かりづらい。「研究組織、地域の各組織、市民団体等」と変えたいのでは。	
20	さらなる取組・規定の追記要望	2(2)「周知・公開に関すること」 文化財の存在自体の周知をしているものであり、調査・研究の成果を活かして、重要性や魅力を伝える視点が抜け落ちている。 学校等の部分では触れているが、ここでも別に触れるべきではないか。	○「周知・公開に関すること」の末尾に以下の文を追記します。  <u>また、文化財の魅力も多くの人々に伝えるためには、文化財そのものの周知・公開に加え、調査研究の成果を活かして、博物館の展示や講演会等で、文化財の重要性や魅力を伝える活動も必要です。</u>
21		2(2)「観光資源としての活用に関すること」 ホームページやSNS等での施設設備に関する情報発信も課題として記載すべきでないか。 子育て世代や援助の必要な方が行くかどうか決める際の基準になるのではないか。	○「観光資源としての活用に関すること」の末尾に以下の文を追記します。  <u>また、これらの整備された施設に関する情報発信が十分ではない場合があり、インターネット等での施設情報の発信も課題です。</u>

第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

No	意見 区分	御意見の概要	県の考え方
22		<p>「県及び市町村」を主語とするのではなく、「県」を主語として、「千葉県」が行う措置を明確にすべき。</p> <p>都道府県と市町村の役割の違いを踏まえ、それぞれの立場から行う保存・活用に関する事項を「文化財保存活用大綱」「文化財保存活用地域計画」として策定することが、「文化財保護法」の趣旨にも適うものと思われる。</p>	<p>本大綱の策定目的に、「域内の市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に取り組んでいくための方針を定めるもの」とあることから、本章では、県が講ずる措置に加え、市町村が講ずる基本的な事柄についても併せて記しております。いずれも第2章3「保存・活用の方向性と方針」に基づく基本的なものであり、市町村の自主性を損なうものではないと考えます。</p> <p>記述にあたっては、県と市町村がともに取り組むもの、県が取り組むもの、市町村が取り組むものに分けております。</p>
23	<p>県と市町村の役割、大綱の位置づけについての提言</p>	<p>7「県と市町村が優先的に取り組むテーマ」</p> <p>県と市町村において「優先的に取り組むテーマ」を県が設定し、市町村にもその推進を望むことは、市町村が独自の魅力を生かしながら地域計画を策定し、取組を推進することを目指すという本大綱の目的(P1~2)と合致しないのではないか。</p> <p>県の設定した「優先的に取り組むテーマ」によって市町村の計画策定や取組が制約されることのないよう、その位置付けや取り扱いについて再考すべき。</p> <p>市町村においては個別の事情に合わせてその中から合致するテーマを選択していくといった自由度は、最低限必要と考える。</p>	<p>本大綱においては、「県と市町村が優先的に取り組むテーマ」として、「千葉県の歴史と文化、自然、名勝地及び景観を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用」、「保存活用地域計画等を通じた計画的な文化財の保存・活用」を掲げております。そして市町村においては、「千葉県」を市町村に読み替えて取り扱うこととしており、市町村が域内に存するあらゆる文化財を対象に、市町村を特徴付ける文化財として保存・活用を主体的に計画・立案して取り組むことができるものと考えております。</p> <p>このことについて、十分に伝わるよう、7「県と市町村が優先的に取り組むテーマ」の15行目を以下のとおり修正します。</p> <p>なお、市町村においては「千葉県」という言葉を「各市町村」に読み替えて取り扱うものとし、「<u>それぞれの地域を特徴付ける文化財</u>」、「<u>地域において欠くことができない文化財</u>」の特性を探りながら、文化財の保存・活用を推進することが望まれます。</p>
24		<p>千葉県による各措置の推進について、いつ、何を、どのぐらい実施するのか等の詳細が明確ではないため、大綱に掲げられた措置を着実に実行するために、より具体的な方策を立案し、計画的に実施すべき。</p>	<p>本大綱は、基本的な方針を示すものとして策定しております。各項目の具体的な措置については、それぞれ計画的に実施してまいります。</p>
25	<p>県の計画的な取組への提言</p>	<p>4(4)①「文化財保護体制の整備」</p> <p>博物館や埋蔵文化財センター等、文化財収蔵施設等の必要性が挙げられているが、これらの整備について具体的な内容の記載がない。市町村においても、保管している出土品の収蔵施設や活用の場の確保は大きな課題となっており、県としての具体的な施策等を示すべき。</p>	
26	<p>さらなる取組・規定の追記要望</p>	<p>1(1)「博物館・美術館や学校等での文化財に触れる機会の充実」について、新しい出土品活用の開発についても記載すべき。</p>	<p>(1)「博物館・美術館や学校等での文化財に触れる機会の充実」の13行目の文を以下の通り修正します。</p> <p>県及び市町村は、出土品の活用について、<u>新たな手法の開発を行う等</u>、積極的に推進します。</p>

27	<p>1 (2)「ホームページ等による効果的な文化財情報の発信」</p> <p>感染症等によって、文化財の見学等が不可能になった場合の対応策として、インターネット等を活用した取り組みも必要ではないか。</p>	<p>(2)「ホームページ等による効果的な文化財情報の発信」の8行目に以下の文を追記します。</p> <p><u>また、感染症等により文化財の公開が制限される場合でも、多くの人が文化財の情報を得ることができるよう、ホームページ等により文化財についての詳細な情報を発信します。</u></p>
28	<p>4 (3)「防犯・防災対策」</p> <p>防犯・防災対策の項目について、内容が防災のみとなっており文化財の盗難・放火など防犯についても記載すべき。</p>	<p>(3)「防犯・防災対策」に、以下の文を追記します。</p> <p><u>犯罪による文化財の毀損・盗難等、放火等が発生したときは、文化財所有者等の安全を最優先にしながら、警察、地方公共団体、国と連携し、犯罪の拡大防止や盗難文化財の回復に努めます。</u></p>
29	<p>2「文化財の調査、把握、指定等」</p> <p>本大綱(素案)において博物館における研究の必要性を示す記述がない。指定・未指定問わず、調査・研究無くして文化財の保存・活用が存在し得ない事実を強く認識し、本大綱(素案)においても改めてその重要性を強調するべき。</p>	<p>県立博物館及び市町村立博物館は、それぞれの設置目的に応じた研究を行っており、その内容や深度は様々であると理解しています。文化財の保存・活用は調査・研究と不可分であり、博物館が重要な役割を果たすものと考えます。</p> <p>一方、博物館における研究については、博物館法第3条第1項第4号において博物館が行う事業として規定されていることから、本大綱において改めて重要性を強調する必要はないと考えます。</p>
30	<p>4「文化財の保存・継承への取組と体制整備」</p> <p>直近国でも認証が開始されたアーキビスト(記録の評価選別や将来にわたる利用を保証する役割を担う専門職。)を増加させていくことも検討すべき。</p> <p>学芸員のOB・OGや有資格者の中で、意欲のある人の協力を得ることも検討すべき。</p>	<p>地方公共団体においてアーキビストを配置することは必要であると考えます。一方で、本大綱にアーキビストの役割を文化財の保存・活用の文脈で記述することは、アーキビストが文化財を取り扱うことを専門とする職員であるような誤解を招く恐れがあると考えます。また市民に加え様々な技能・資格を持った方々の積極的な協力も必要と考えます。</p>
31	<p>4(4)①「文化財保護体制の整備」</p> <p>「県及び市町村は、文化財の保存・活用のための組織の充実を図るとともに、必要な人材の確保に努めます。」とあるが、県としてどのような職員が専門職員として配置されることがのぞましいのか、明記すべき。</p> <p>特に埋蔵文化財専門職員については、文化庁は都道府県と体系的な育成プランを予め協議することが望ましいとしている。</p>	<p>文化財には様々な種類があることから、求められる職員の専門性も多岐に渡ります。それぞれの市町村の文化財の特色に合わせた専門職員を配置することが望まれます。</p>
32	<p>6「文化財の観光振興等への活用の取組」</p> <p>劣化や滅失の恐れがある文化財は、観光の対象とすべきではない。文化財保護は、国民・住民のため、継承していくことが最も重要。観光への活用によって、学芸員等が勤務過多となり、本務に専念できない事態になれば本末転倒であるので、このことに触れるべきと考える。</p> <p>文化財は観光需要の中で活用されるものではあっても、「コト消費」(体験にお金を使う消費行為)されるものではないことはきちんと示すべき。</p>	<p>文化財は滅失したら元には戻らないかけがえのないものであることは県教育委員会も十分認識しています。また、文化財の保存活用を円滑に推進するためには、学芸員等をはじめとした専門職員の十分な配置が必要と考えます。本大綱においても「文化財の保存・修理等」、「文化財の保存・継承への取組と体制整備」といった項目を設け、これらの重要性について示しているところです。</p> <p>一方で、少子高齢化、地域の過疎化の影響により、文化財を守り伝えるためには今まで以上に多くの人々の有形無形の支援が必要であると考えます。観光への活用は文化財の価値をより多くの人々に知ってもらうために必要な措置であると考えます。</p>

33		<p>1 (4)「公開事業等を通したわかりやすい文化財の紹介」</p> <p>「絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他の有形文化財（以下、「美術工芸品」という。）」としているが、建築系の技官が使用するように「建造物以外の有形文化財」とするのが最も適切であるため、「美術工芸品」の用語の使用について再考されたい。</p>	<p>文化財の呼称や捉え方について、様々な御意見があることは承知しています。本大綱においては、より一般的な用語として、国（文化庁）が公的な刊行物等で使用している「美術工芸品」という用語を使用します。</p>
34	用語、記述方法、記述内容に関する指摘	<p>7 (1)「千葉県の歴史と文化を考える上で欠くことができない文化財に関する保存・活用」</p> <p>6つの文化財類型に加える形で「埋蔵文化財、伝統芸能、民俗芸能、地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等」が紹介されているが、埋蔵文化財は有形文化財と記念物に、伝統芸能・技術は無形文化財に、民俗芸能以下の記述は無形民俗文化財に分類されるため、削除すべき。</p> <p>上記と同様の理由から、埋蔵文化財を削除すべき。</p>	<p>文化財の呼称や分類については、様々な御意見があることは承知しております。また、文化財保護法における6つの文化財類型に含まれる範囲についても、個人や市町村によって理解や認識に、幅があります。このような観点から、本項においては、6類型に含まれるものについても、例示することとしました。</p> <p>また同様の観点から、埋蔵文化財についても例示しています。</p>
35	個別文化財、事象に関する追記要望	<p>3 (1) ④「文化財の保存技術の保護」</p> <p>「国による選定保存技術が1件あり、1名の保持者が認定されています。」とあるが、松戸市在住の川口清次氏が選定保存技術の保持者に認定されることについて国文化審議会で答申があったため、選定保存技術は2件で、2名の保持者が認定に修正すべき。</p>	<p>④「文化財の保存技術の保護」の4行目を以下のように訂正します。</p> <p>国による選定保存技術が<u>2</u>件あり、<u>2</u>名の保持者が認定されています。</p>
36	県の積極的な関与についての要望	<p>2文化財の調査、把握、指定等</p> <p>近世以降の歴史資料と民俗資料の調査については、これまでの取組は十分とはいえない。近世の古文書を含む歴史資料や民俗資料に関わる聞き取り調査を県と市町村が協同して行うべき。</p>	<p>歴史資料の所在調査等に限らず、地域の文化財の分布調査等は、より地域に即した行政を行っている市町村が実施すべきものと考えます。その上で、県は市町村の求めに応じて支援を行ってまいります。</p>
37		<p>7「県と市町村が優先的に取り組むテーマ」</p> <p>地域博物館は、市町村域を超えた広域の調査・研究を行っているが、そのためには、関係する市町村における共通のフォーマットによる整理が有効なので、千葉県が必要な措置を講じて取り纏め、支援すべき。</p>	<p>市町村域又は県域を超えた調査・研究にあたり、各市町村における文化財・学術情報の整理、共有が必要な場合は、関係する市町村と県が連携して取り組むものと考えます。情報収集のためのフォーマットは関係地方公共団体がその都度連携して定めるものと考えます。</p>
38	具体的な取組の実施要望	<p>1 (2)「ホームページ等による効果的な文化財情報の発信」、4「文化財の保存・継承への取組と体制整備」</p> <p>発掘調査の経過や成果についてはインターネット・ホームページの活用などを通して県民が知りやすくすることが必要。また県が行う発掘調査については現地見学会を行うことを原則とするべき。</p> <p>調査報告書についてはデジタル化することを原則とし、インターネットを通じ公開すべき。</p> <p>予算を充実させ、調査担当者の増員、スキルアップを図るとともに、遺跡、遺物の積極的な保存を図るべき。</p>	<p>千葉県教育委員会が実施している発掘調査の成果のうち主なものについては、現地見学会を開催するとともにホームページにおいて公表しているところであり、今後も継続して取り組んでまいります。調査報告書のデジタル化についても現在検討を進めているところです。</p> <p>今後も、文化財の保存活用体制の充実を図ってまいります。</p>

39	具体的な取組の実施要望	2「文化財の調査、把握、指定等」 従来の文化財保護は、指定文化財に偏重していたことは否めない。今後は、未指定の資料について、積極的に調査から保存まで推進すべき。	このことについては、県も十分に認識しています。この項において、未指定文化財を調査、把握し、重要なものを指定、登録、選定等を図ることの必要性について述べており、このことについて、県、市町村ともに連携して推進すべきと考えております。
40	具体的な取組の実施要望	4(4)①「文化財保護体制の整備」 研修について記述があるが、千葉県外で実施される研修については、文化財担当職員の人数が少ない市町村では、参加に係る費用や研修会場までの距離等の問題で参加が厳しい。また県が行っている研修は基本的な内容である。実地での実践的な研修が県内で実施されることを希望する。	千葉県においても市町村担当者を対象とした、より専門的な研修会の実施を検討してまいります。

#### 第4章 市町村及び文化財所有者等への支援について

No	意見区分	御意見の概要	県の考え方
41	県の計画的な取組への提言	2「支援の内容と取組」 県の支援の大半が、国との連絡調整、指導・助言、技術支援等、通常業務として想定される範囲であり、特段の新規性や具体性がなく、積極的に市町村や文化財所有者等を支援しようとする姿勢が見受けられません。大綱の推進に当たっては、より具体的な支援方を立案し、積極的かつ計画的に支援を実施していただくようお願いします。	番号24と同じ。
42	用語、記述方法、記述内容に関する指摘	2(2)「補助金等による財政支援」 国・県指定文化財以外の市町村指定・未指定文化財の公有化事業についても補助ができるように読めるがよいか。また、指定・未指定に限らず災害復旧事業には補助金による財政支援を行うように読めるが、補助できる場合、その旨を追記すべき。	文化財の公有化事業、災害復旧事業への補助についても、要綱に基づき補助するものであるため、(2)「補助金等による財政支援」の8から9行目及び11行目を以下のように訂正します。 なお、市町村指定及び未指定文化財については、現在の補助要項においては、補助の対象としておりません。  「市町村が行う国県指定史跡、名勝、天然記念物、 <u>国県指定有形文化財（建造物）</u> の公有化事業について、 <u>同要綱に基づき補助を行います。</u> 市町村及び文化財所有者等が行う応急措置及び災害復旧事業について、 <u>同要綱に基づき補助金による財政支援を行います。</u>

#### 第5章 防犯・防災及び災害発生時の対応について

No	意見区分	御意見の概要	県の考え方
43	具体的な取組の実施要望	2「防犯・防災及び災害発生時の取組」 文化財所有者等の役割や取るべき対策等が記載されているが、この大綱を策定したことを以って、文化財所有者に然るべき行動を取ってもらうことは困難と思われる。それらをどのように周知していくかという方策（マニュアルの整備、研修や説明会の実施等）が必要ではないか。	本大綱は方針を示すものであり、文化財の防犯防災及び災害発生時の対応については、より実態に即したマニュアル等を整備し、普及に努めるものとします。

44	具体的な取組の実施要望	<p>2（3）「災害時の応急措置及び災害復旧」</p> <p>被災した文化財の救済の対象は、指定文化財や博物館資料に限定されているような誤解が生じる可能性があるため、個人等が保管している未指定文化財も対象となることを明記すべき。</p> <p>人口減少や過疎化による文化財の危機についても言及すべき。また、個人や地域で保存しきれなくなった文化財を収蔵する施設の確保を強く望む。</p>	<p>災害が発生した際に個人宅や団体などが保管する未指定文化財を救済する動きは全国に広がっていますが、千葉県においてはまだ行政としての救済制度は確立しておりません。災害時の未指定文化財の救済については、国等においては独立行政法人国立文化財機構が取組を進めていることから、本大綱においては、同機構との連携した取組として記しています。</p> <p>また、過疎化等の文化財への影響は、本大綱の策定理由の一つとして序章に記しています（p1を参照）。収蔵庫の確保については、第3章4（4）①「文化財保護体制の整備」に記しております。</p>
45		<p>2（4）①「防火管理」</p> <p>「教育委員会等」の指し示すところが不明。県なのか市町村なのかを示すべき。</p>	<p>○「防火管理」の11行目の文を以下のように訂正します。</p> <p><u>県教育委員会、市町村教育委員会及び関係機関等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行います。</u></p>
46	用語、記述方法、記述内容に関する指摘	<p>2（3）①「県の役割」</p> <p>災害時の応急措置及び災害復旧の中では国・県指定文化財以外は全て市町村のみが復旧を行い、県からの支援がないように読めるが、先に出された「県立博物館の今後の在り方（案）」で、中央博が担う救済ネットワークのセンター館として触れた役割と大きく矛盾するのではないかと。</p>	<p>本大綱においては、市町村指定文化財及び市町村が保管する文化財については、市町村が中心になり応急措置及び災害復旧に当たるものとしており、これらの市町村の取組に対し、県は、国等機関へ救援を要請するとともに、千葉県博物館資料救済ネットワークにより支援することとします。千葉県博物館資料救済ネットワークとの連携については、第5章2（5）で示しています。</p>
47		<p>2（4）①「文化財所有者等の役割」</p> <p>文化財所有者の役割について、記述の大半が「～します」となっており、「することの義務化」に読めるので、所有者の判断に委ねる形に改めるべき。</p>	<p>国指定文化財については法第31条第1項ほかの規定に基づく文化財所有者に管理義務があり、県指定文化財についても千葉県文化財保護条例第6条第1項ほかの規定に基づく管理義務があることから、文化財所有者等の役割についても「～します」という表現にしています。</p> <p>また、千葉県防災計画においても「適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である」として、文化財所有者に対し防火設備の設置等を求めています。</p>
48	さらなる取組・規定の追記要望	<p>2（3）「災害時の応急措置及び災害復旧」ほかの中に、無形の民俗文化財の用具や道具についての対応についても記述すべき。</p>	<p>2（3）①「県の役割」の14行目を以下のように訂正します。</p> <p>また、<u>美術工芸品、有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財の用具等</u>が被災した場合や、<u>美術工芸品、有形の民俗文化財、無形の民俗文化財の用具等</u>の収蔵施設（社寺境内、一般住宅等を含む）が被災し・・・</p> <p>③「文化財所有者等の役割」の7行目を以下のように訂正します。</p> <p>指定有形文化財（美術工芸品）、指定有形民俗文化財、その他の有形文化財及び指定無形民俗文化財の用具等について収蔵・展示施設が被災した場合は、</p>

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

No	意見 区分	御意見の概要	県の考え方
49	県の計画的な取組への提言	主管課、施設、関連部局等にこういった専門職員が配置されているのかに触れられておらず、今後どのような方針で専門職員が採用・配置され、推進体制の維持・整備がなされるのかが不明。	番号 24 と同じ。

文化財の保存について

No	意見 区分	御意見の概要	県の考え方
50	個別の文化財、各地域、各時代の文化財の保存・活用	外環道路建設に伴う発掘調査された遺跡について、国や市川市とも連携をはかり、道路周辺に説明版を設置したり、復元遺構を設けたりすべき。 国指定史跡である北下瓦窯跡について、文化庁、市川市と連携し保存・活用を図るべき。	番号 14 と同じ。
51		市川市内に存在した下総国府及び周辺地域は、宅地開発等が進んでいる。この地域については「下総国府関連地域」としての大きな網をかけ、開発行為の規制、計画的な調査などを行うべき。	
52		市川市国府台地区は、戦前には国府台野戦砲兵隊が置かれていた。市川市と協力してこの地域を「旧陸軍国府台野戦砲兵隊関連地域」などと指定し案内板等を設置すべきである。また、市民から保存を求める声が高い、旧血清研究所構内の赤レンガ建物については早期に保存を図るべきである。	
53		関宿城博物館、中央博物館大利根分館は整理縮小ではなく、充実、発展を図るべきである。	